

第25回期 第36回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年6月17日（水） 午後1時30分から午後2時10分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員（委員10人・推進委員9人）

会 長	10番	白川	清一
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	4番	藤田	保幸
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
同	8番	小針	充則
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
推 進 委 員	（ 簗 輪 ・ 袖 山 ） 関根 盛夫		
同	（ 中 根 松 ） 会田 信二		
同	（ 大 草 ） 斎藤 良文		
同	（小貫・太田輪） 薄井 常義		
同	（里白石・福貴作） 鈴木 政吉		
同	（ 山 白 石 ） 我妻 伸司		
同	（ 山 白 石 ） 岡田 勇弥		
同	（ 浅 川 ・ 滝 輪 ） 緑川 孝雄		
同	（東大畑・畑田） 小室 一男		

4 欠席委員（推進委員1人）

推 進 委 員 （里白石・福貴作） 須藤 寿行

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 付議事項

（1）議案第92号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

（2）議案第93号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

6件

6 農業委員会事務局職員
 事務局長 関根 恵美子
 主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第36回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日も、お忙しいなか、ご参集頂き誠にありがとうございました。 6月になっても梅雨らしくない天気がつづいておりますが、天気予報では、晴れ間が出るのも今日まで、明日からは曇りでぐずついた天気になるとの話ですが、どうなるかではありますけれどもいずれこれからは、夏本番となります。どうか皆さん熱中症対策に気を付け農作業に頑張ってもらえればと思います。 さて、本日の議案ですが、第92号と第93号、件数として7件ほどございます。終了後には関係機関、団体との連携会議が予定されております。本日も長時間となりますが、皆様の慎重審議またご協力をお願いいたしまして、挨拶とします。 本日も、よろしくお願いいたします。以上です。
会 長	本日の出席委員は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第36回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、4番、藤田保幸委員、7番、須藤一二委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。
会 長	それでは、議事日程第3、議案第92号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案第92号朗読)

会 長 岡田委員	議案第 9 2 号について、山白石地区推進委員 岡田勇弥委員より調査報告及び意見を求めます。 山白石地区担当推進委員の岡田です。 議案第 9 2 号 農地法第 5 条許可申請①について調査をしてきましたので結果の報告及び意見を申し上げます。 譲受人 **** ****さん、譲渡人 **** ****さん。以下記載のとおりです。 6 月 7 日 日曜日 午前 7 時 3 0 分より地区副担当の須藤委員、我妻委員とともに譲渡人、譲受人の立ち会いのもと現地にて調査項目一般基準（１）から（１２）の確認をしてまいりました。 申請理由は、現住宅に隣接するの畑の一部を所有権移転の上転用し、一般住宅用地とするためです。 譲渡人と譲受人は親子関係であり、現在は同居していますが、すぐ隣に家族の成長に合わせた新居を構えたいということで許可申請に至りました。 調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長 事務局長	事務局より補足説明をお願いします。 補足説明いたします。 まず、立地基準については第 1 種農地、第 3 種農地のどの条件にも当てはまらないことから、第 2 種農地に分類しました。転用目的は、一般住宅用地とするためです。 譲受人は現在、妻と子二人で両親居住宅を間借りしている状態であり、子の成長に伴い手狭となってきたため住宅の建築を計画したとのことです。 現在の生活と同様に両親の農業の手伝いができること、所有者の同意を得られること、子の学区が変わらないこと等の条件で土地を選定したところ、申請地以外に適切な土地がなかったため転用はやむを得ないものと思われます。 次に、一般基準の各項目についてですが、 １．転用に必要な資力、信用については、住宅ローン審査結果の写しが添付されており、支出額が借入額を超えないため問題ありません。 ２．転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 ３．許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和 8 年 1 2 月 2 5 日までとされており問題ありません。

会 長	４．行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築確認申請について農地転用申請後に申請予定となっております問題ありません。 ５．法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 ６．申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地はありません。 ７．事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。 ８．申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のものの以外は許可しないことになっておりますが、住宅を建築することが目的ですので該当しません。 ９．転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、勾配を設け、また駐車場は砂利敷とするため土砂等の流出はありません。 生活雑排水については排水勾配を設け集水桝を設置し、南東側既存 U 字溝に放流するため農業用排水施設への影響はありません。 農地の分断はなく、周辺農業施設への影響はありません。 以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第 9 2 号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 9 2 号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 9 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 9 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第 9 3 号の①、⑤については関連がありますので一括して審議したいと思います。ご異議ございませんか。
------------	---

事務局長	(「異議なし」の声) 異議なしと認め、議案第93号①、⑤は一括審議とします。 それでは、議案第93号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について①、⑤を上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。 (議案第93号①、⑤朗読) 続けて補足説明いたします。本案件は、農地中間管理事業に伴うものです。 内容としましては、農地中間管理機構である公益財団法人福島県農業振興公社が借り受けた農地を、受け手へ分配する案となっております。 この促進計画については農地中間管理機構が定めるものであり、内容に関して意見を求められているものです。意見決定後に、町から公告されることとなります。 ①は農地の出し手である****さんから農地中管理機構へ貸し付ける案、⑤は農地中間管理機構から****さんが借り受ける案となっております。 借受人は、****地区を中心に水稻を栽培されている認定農業者です。 本案件については、平成28年に設定した基盤強化促進法による利用権の期間が令和8年に終了するため、期間を再設定するために促進計画が作成されました。 促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の賃借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われます。以上です。
会 長	議案第93号①、⑤について、浅川・滝輪地区推進委員 緑川 孝雄委員より調査報告及び意見を求めます。
緑川委員	浅川・滝輪地区担当推進委員の緑川です。 議案第93号 農用地利用集積等促進計画(案)①、⑤について調査結果の報告及び意見を申し上げます。 貸付人 **** ****さん、借受人 **** ****さん。以下記載のとおりです。 6月13日 土曜日 午前8時30分より地区副担当の酒井委員、小針委員及び貸付人、借受人の立ち会いのもと現地に調査をしてまいりました。 事務局からも説明がありましたが、当該圃場につきましては10年以上前から貸付人からの依頼により借受人が耕作していたところになり

会 長	ます。また、借受人は認定農業者であり町内の農地を大規模に耕作されている専業農家さんです。 借受人の経営状況からみても、調査事項の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項1～5の要件をいずれも満たしていると思われる、今回の促進計画案については問題ないものと考えます。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第93号①、⑤について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第93号①、⑤について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第93号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について①、⑤は、許可相当と意見決定いたします。 続けて、議案第93号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての議案に移りますが、その前に議案第93号の②、③、④、⑥については関連がありますので一括して審議したいと思いますと思いますがご異議ございませんか。 （「異議なし」の声） 異議なしと認め、議案第93号②、③、④、⑥は一括審議とします。 それでは、議案第93号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について②、③、④、⑥を上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	（議案第93②、③、④、⑥号朗読） 続けて補足説明いたします。本案件は、農地中間管理事業に伴うものであります。 ②、③、④は農地の出し手である3名から農地中管理機構へ貸し付ける案、⑥は農地中間管理機構から****さんが借り受ける案となっております。 借受人は、****地区を中心に水稻・きゅうりを栽培されている認

会 長 小室委員	定新規就農者です。 今回の申請については、相対契約で****さんが耕作を請け負っていた箇所を息子である借受人に任せることになり、改めて農地中間管理機構を通した使用貸借権の設定をすることになりました。 促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定される、継続的な農業経営状況、従事日数、対象農地の賃借権の設定等を受けるすべての者の同意が得られていること等の要件をすべて満たしていると思われます。以上です。 議案第93号②、③、④、⑥について、東大畑・畑田地区推進委員 小室 一男委員より調査報告及び意見を求めます。 東大畑・畑田地区担当推進委員の小室です。 議案第93号 農用地利用集積等促進計画（案）④、⑥について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。 貸付人 **** ****さん、借受人 **** ****さん、以下記載のとおりです。 6月10日 水曜日午後6時より、貸付人の母に内容を確認してきました。なお、借受人には6月8日 月曜日に同様に話を聞いてきました。 事務局から説明があったとおり、今回の借り受け人については認定新規就農者で専業農家であります。今まで父親が借受け耕作していた農地の耕作者を息子に変更するもので耕作状況は何も変わらないことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしていると思われ、今回の促進計画案は何ら問題ないものと考えます。以上です。
会 長 我妻委員	続いて、山白石地区推進委員 我妻 伸司委員より調査報告及び意見を求めます。 山白石地区担当推進委員の我妻です。 議案第93号 農用地利用集積等促進計画（案）②、③、⑥について、調査結果の報告及び意見を申し上げます。 貸付人 **** ****さん、借受人 **** ****さん、以下記載のとおりです。 6月7日 日曜日午前7時より、貸付人及び地区副担当の須藤委員、岡田委員立ち会いのもと現地を確認してまいりました。なお、借受人には後日電話で内容の聞き取りを行っております。 事務局から説明があったとおり、今回の借り受け人については認定新規就農者で専業農家であります。借受人の経営状況からみて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をいずれも満たしていると思われ、今回の促進計画案は問題ないものと考えます。以上です。

会 長	事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第 9 3 号②、③、④、⑥について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 9 3 号②、③、④、⑥について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 9 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について②、③、④、⑥は、許可相当と意見決定いたします。
会 長	次に、その他に入ります。 （１）令和 9 年度農業施策に関する要望事項の検討について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	本件については、福島県農業会議より、令和 8 年 4 月 2 4 日付けで農業委員会会長宛に依頼文がありました。内容については議案書と一緒に送付させていただいておりますが、「令和 9 年度農業施策に関する意見の提出等の検討について」の「3 検討すべき項目」に記載の内容について、情報共有と意見交換を行い、政策に対する提案や要望事項等を農業会議に提出するものです。 今一度資料に目を通していただき、この場で浅川町農業委員会としての意見等を取りまとめしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会 長	事務局より説明がありましたが、少々お時間をとりますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。 それでは、どうでしょうか。みなさんから令和 9 年度の農業施策について要望やご意見等ございますか。
鈴木（政）委員	（２）担い手の育成支援の①担い手育成・確保についてお聞きしますが、担い手になるための条件はあるのでしょうか。また、農業認定者は委員会での意見決定のほかにどのような過程を経て認定されるのですか。
事務局長	まず、認定農業者の要件としては町の基本構想に定められている年間所得、労働時間等の経営状況が求められますが、基本的には意欲のある

	農業者であれば、認定時に条件を満たしていなくても5年後、将来的に目指していくような目標があれば認定はできるものということになっております。また、今は地域計画の中で中心となる経営体に位置付けられている方も担い手に含めることができるかと思います。そのほかに定められている要件というのは特にございません。 また、認定農業者の認定においては農業委員会の意見決定のほか、役場・農協・普及所で構成された審査会を開催しております。
鈴木（政）委員	認定農業者は地区農業の中心となる存在です。人間性や経営状況を含めて審査をすべきであり、認定農業者推進協議会の会長や行政区長に審査会に参加してもらうことも検討すべきではないか。
事務局長	認定農業者推進協議会はあくまで認定農業者の方々が作った組織です。審査会とは別物であり今まで意見を聞くということはありませんでしたが、そういったご意見を聞くということも今後必要になってくる場合もあるかと思います。他の市町村の状況等を見ながら検討してまいります。
須藤（孝）委員	認定農業者の人はすべて協議会に加入しているのですか。
事務局長	現在認定されている方はすべて加入していただいておりますが、強制ではないため今後は加入しない方が出てくる場合もあるかと思います。
須藤（孝）委員	（１）農業生産基盤の確保・強化の②農地の基盤整備についてに関連しますが、農地の大規模化に関する補助制度が今年度より始まったとのことですが、詳細についてお聞きしたい。
事務局長	複数の農地において畦畔を除去し1枚の農地として耕作するための工事を農業者の方が自ら行う場合で、土地連に直接申請していただくと補助がもらえるという制度がございます。先日説明会があったばかりです。今後委員の皆様にも情報提供させていただきます。
富永委員	（３）地域活性化対策の③有害鳥獣対策について、今までの鳥獣被害対策に加えて、身近なところで熊が出没していることを踏まえすと農作業中の安全を確保するという意味でも熊対策の充実を図っていただきたいと思います。
鈴木（政）	実際に熊が出没した場合で、麻酔銃を使用するには免許が必要と聞いたが浅川町には麻酔銃を撃てる人はいるのか。
事務局長	浅川町には麻酔銃を取り扱える人はおりません。万が一の際には県の協力を得て有資格者の方を派遣していただくことも可能かと思います。

鈴木（政）委員	石川郡内にもおそらくいないでしょう。迅速に対応するためにも、人員の拡充などしたうえで各地域に有資格者の方が常駐するような体制にしてほしい。
会 長	それでは、何点か意見が上がりましたが、認定農業者の認定に関する ことと農地の大規模化に関することについては町及び土地連の管轄であるため、農業会議への意見としては鳥獣被害対策の充実という点で報告することとし、文面については事務局に一任するという事で異議ございませんか。 （「異議なし」の声） それではそのように決定いたします。 その他、皆さんから何かございませんか。 なければ事務局より連絡事項お願いします。
事務局長	次回総会ですが、7月17日（金）午後1時30分より開催予定です。 5月分の活動記録簿を回収しますので、まだ提出されていない方は事務局まで提出願います。 本日2時30分より第1回浅川町農業委員会と関係機関・団体との連携会議を実施いたしますので、引き続きご出席願います。会場のレイアウトを変更しますので一度ご退出ください。
会 長	それでは、以上を持ちまして第36回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)